

長浜市社会福祉協議会福祉出前講座実施要項

(目的)

第1条 この要綱は、市民団体等が主催する集会等に社会福祉協議会の職員を講師として派遣し、当該派遣職員が地域福祉活動に関する事項を説明又は職務に関連して習得した専門知識・技能を活かした講座等を行うことにより、市民等の社会福祉協議会に関する理解を深めるとともに、市民との協働による地域福祉活動の推進を図ることを目的とする。

(実施対象)

第2条 原則として市内に在住、通勤又は通学する5人以上の者で構成された団体（以下「団体」という。）とする。ただし、会長が特に認める場合は、この限りでない。

(開催日時及び場所)

第3条 開催日時等は、申込団体と調整して決定する。

2 開催時間は、午前9時から午後9時までの間で1講座2時間以内とする。ただし、会長が必要と認める場合は、この限りでない。

3 開催場所は、市内の施設とし、出前講座を受講しようとする団体が確保しなければならない。

(出前講座の運営等)

第4条 出前講座の運営、進行等は、申請団体が行わなければならない。

(申込み)

第5条 出前講座の実施を希望する団体は、受講しようとする日の1カ月前までに、長浜市社会福祉協議会福祉出前講座申込書（様式第1号）を会長に提出するものとする。

(受託の決定等)

第6条 会長は、前条の規定による申込みがあったときは、講座の内容、開催日時等について当該出前講座の担当係等と調整の上、受託の可否を決定し、長浜市社会福祉協議会福祉出前講座受託（不受託）通知書（様式第2号）により当該団体に通知するものとする。

2 会長は、前項の受託の決定をする場合において、必要と認めるときは、条件を付することができる。

(受託の制限)

第7条 会長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、出前講座を受託しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を阻害するおそれのあるとき。
- (2) 政治、宗教又は営利を目的とした催し等を行うおそれのあるとき。
- (3) 出前講座の目的に反すると認められるとき。

(費用負担等)

第8条 出前講座にかかる講師の派遣料は、無料とする。

2 教材費、会場借上費その他出前講座の実施に係る費用については、申請団体が負担しなければならない。

附 則

この要綱は、平成24年 4月 1日から施行する。

この要項は、平成25年 4月 1日から施行する。